

特例公債法案の取扱いに関する指定都市市長会緊急アピール

今年度の特例公債法案は、未だに成立していない状況であり、「９月以降の一般会計予算の執行について」（平成２４年９月７日閣議決定）により、地方交付税や裁量的補助金を含む予算執行の抑制が行われ、普通交付税の９月交付分については、道府県分が月割り交付されたところである。

さらに、１１月交付分については、指定都市を含む全団体の交付を当面見合わせるものとされたことは遺憾である。

こうした措置は、地方の安定的な行政運営に支障をきたし、国民生活に極めて重大な影響を及ぼすことから、法案の早期成立を図るよう強く求めるものである。

今後、国においては、予算と特例公債法案を切り離して審議することによる支障を生じさせることは避けるべきであり、責任ある対応をとることを要請する。

平成２４年１１月５日

指 定 都 市 市 長 会